

## 第3章

### 地域の組織力からみるフィリピンのコミュニティ森林管理事業

葉山 アツコ

要約：

コミュニティによる森林管理事業は、フィリピンの森林政策の重要な柱に位置づけられ、管理主体としての住民の組織が進んでいる。しかし、多くの住民組織は機能不全に陥っているのが実態である。住民組織と地域社会が持つ組織力との齟齬がその根本的原因であるとの仮説を事例に基づいて検証する。

キーワード：

フィリピン コミュニティ森林管理事業 住民組織 地域社会

#### はじめに

フィリピンの土地区分は「譲渡可能地 (Alienable and Disposable Land, 通称 A & D)」と「森林地 (Forest Land)」に分かれ、全国土面積に占める割合はほぼ半分である。地形的には前者は低地の平坦地、後者は丘陵地、山地および高地の平坦地である。土地所有権の観点からは前者は私有地、後者は国有地である。私有地と国有地との境界線変更には議会の承認を必要とする。国有地と区分された空間、すなわち国有林地には多くの人口が住んでいるが、その正確な数値はわかっていない。国有林地の人口動態に関して頻繁に引用される Cruz et al. [1992] と Cruz [2000] によれば、2002年の国有林地人口は全人口の4分の1弱の1,740万人と推定され、今後も増加し続けると予想されている。森林地という土地区分ではあるが、必ずしも森林で覆われているわけではない。森林地（以下、国有林地で統一）のうち実際に森林に覆われている面積は約40%（全国土面積の2004年時点の森林率は23%）であり、国有林地を覆っていた広大な天然林は戦後の商業伐採、放牧地造成、土地を求めて伐採跡地に移入した住民による農地化によって消失した。

国有林地の監督責任官庁は環境天然資源省である。1970年代までの国有林地管理とは天然林における木材生産を意味したが、天然林減少が顕著になった1980年代からは残された森林の保全、消失した森林の再生がその中心課題になった。木材生産を阻害するとして国

有林地からの排除あるいは行動規制の対象であった国有林地内居住者を森林資源管理の担い手と位置づける政策が登場したのは1970年代初めである。住民を取り込んだ国有林地管理政策は、「貧困者のなかの最貧困者」と呼ばれた国有林地内居住者の福祉対策として始まったが、徐々に住民を森林資源管理者として位置づけるようになる。伐採権を獲得した木材会社に託されていた国有林地管理は、今やほぼ全面的に国有林地に生活する住民の手に委ねられている。これは、国家によって周辺化されてきた住民の権利獲得闘争の勝利として、住民自治の新たな公共空間の創造として、あるいは開発における住民参加の実践として評価されている (Tesoro [1999], Utting [2000], Guiang et al. [2001], Contreras et al. [2003], Pulhin et al. [2007], Pulhin et al. [2008])。

住民を取り込んだ国有林地管理政策において、コミュニティという言葉は1970年代当初から登場はしていたが、頻繁に使われる用語ではなかった。ところが近年、森林資源管理の主体とされるのはコミュニティである。1995年の大統領署名の行政命令263号『コミュニティによる森林管理を国有林地資源の持続的発展を確実にするための国家戦略に採用し、その実現のための仕組みを提供するもの』によって、コミュニティによる森林管理事業 (Community-Based Forest Management Program, 通称 CBFM) は国有林地管理の国家戦略として制度化された。以降、行政、援助機関、研究機関などでは、コミュニティという用語が森林管理においてアプリアリなものとして存在するようになる。

コミュニティによる森林管理事業が制度化されて15年余が経った。はたして15年間の成果はいかなるものだろうか。数字のうえでは、コミュニティによって管理される国有林地面積は拡大している。国有林地をコミュニティの管理下に置いて実質的なオープン・アクセス地の解消を目指す環境天然資源省にとっては、これは成果の一つであろう。しかし、森林資源がコミュニティによって持続的に管理されているかと問われれば、環境天然資源省・森林管理局担当者さえも首肯できない状態であるのが現実である。援助機関によって資金的・技術的支援を受けても支援終了とともに資源管理が機能不全に陥る事業地が数多く存在する。コミュニティによる森林管理事業が、政策が意図するようには機能していない原因はさまざま指摘されてきた。森林行政の一貫性の欠如、制度設計の問題、地方政府および環境天然資源省からの資金的・技術的支援体制の不在、住民へ譲渡された諸権利の限界(資源利用権のみで所有権ではない)、住民の管理能力の低さなどである (Guald [2000], Contreras [2003], Dahal and Capistrano [2006], Guiang [2008], 葉山 [2010] など)。これらは、制度そのもの、制度執行のありかた、あるいは住民の資質に機能不全化の原因を求めるが、地域社会が持つ組織力—「社会に内在する組織形成の制度・機能・能力」(重富 [2003])—、すなわち、地域社会に森林資源管理を担う組織形成の受け皿があるのかという視点からこの制度を分析するものは存在しない。フィリピンにおいて地域住民が森林資源を管理している事例はいくつか報告されている (たとえば, Montanosa Research and Development Centre [1999], Crisologo-Mendoza and Prill-Brett [2009]) が、これら

は棚田耕作のために水源林を管理してきた、いわゆる先住民と呼ばれる人々の事例である。

コミュニティによる森林管理事業は、森林資源管理の慣習を持たない人々を管理の担い手に位置づけるものである。森林管理のための「コミュニティ」は、じつは外部機関によって組織化された開発組織（本稿では、住民組織）である。どのような単位の住民組織が森林管理主体として機能しうるのであろうか。この問いに答えるために探求すべきは地域社会がもつ組織力である。フィリピンにおいて国有林地と区分された空間にある地域社会で機能している組織はどのような社会的単位なのであろうか。地域社会において組織が機能するしくみは何か。本稿は、機能不全に陥っているコミュニティによる森林管理事業の本質的問題は、地域社会の組織力と外部機関によって形成された住民組織との齟齬にあるとの仮説を立て、事例に基づいて検証することを目的とする。

## 第1節 森林管理主体としてのコミュニティ

「はじめに」でも触れたが、コミュニティによる森林管理事業は1995年の大統領行政命令第263号によって制度化された持続的国有林地管理のための国家戦略である。この行政命令の施行規則を定めた環境天然資源省・省令(96-29号)は、コミュニティを「地理的、政治・行政的、あるいは文化的領域に居住する人々の集団。人々は共通の関心、必要、見解、目標、信念を共有する場合もあるが、そうでない場合もある」と定義している。すなわち、森林行政の意味するコミュニティとは、単なる人々の集団という意味以上のものはない。

森林政策において、個人ではなくコミュニティ、すなわち人々の集団を森林管理の担い手として採用した理由を2つ挙げるができる。まず、第一に行政費用の軽減である。コミュニティによる森林管理事業が制度化する以前のフィリピンの国有林地管理事業は、個人を対象とした社会林業政策（通称、ソーシャル・フォレストリー）であった。1970年代に登場した3つの福祉対策的国有林地管理事業は、80年代の初頭に統合社会林業事業（Integrated Social Forestry Program）として制度化され、全国の国有林地で事業が展開された。この事業の特徴は、個人に7ヘクタールを上限に土地利用権が付与されること、利用権が付与された土地の20%に森林樹種の植林が義務づけられたこと、森林樹種の苗木は無償で配布されたことである。国有林地管理行政の末端組織である環境天然資源省地域事務所の主な役割は、国有林地内で各人が占有する土地の測量と25年間の国有林地管理契約証明書（土地利用権の保証書）の発行、地籍図作成、事業地ごとに苗畑の建設と苗木の育成・配布であった。社会林業事業の対象者は個人であったため、個別の土地の測量、証明書発行、地籍図作成にかかる行政費用は環境天然資源省には大きな負担となった。コミュニティによる森林管理事業では、住民の組織化による交渉窓口の一本化で行政費用を大幅に削減できる。事業対象地域にどれほどの住民がいても、住民組織に対して国有林地管

理契約証明書と地籍図を各1枚発行すればよいからである。

第二の理由は、管理面積の面的拡大である。社会林業事業では個人に与えられる土地利用権は最大7ヘクタールであるが、広大な国有林地の管理という観点からは、個人が管理する点が分散しているという状態ではしかなかった。コミュニティの管理地は、たとえばバランガイ（最小行政単位）全域となるため面的な広がりを持っている。コミュニティによる森林管理事業の制度化を積極的に推進した元環境天然資源省長官のヴィクター・ラモスは、なぜ個人でなくコミュニティという単位を国有林地管理主体に据えたのか、という筆者の質問に対して、社会林業事業では個人に利用権が与えられる土地のわずかの面積にしかな植林が期待できないが、コミュニティによる森林管理事業においては住民を動員して管理地内に広い植林地を成立させることが期待できる、と答えている。

では、森林政策立案者は、森林管理事業に参加するコミュニティに何を期待しているのだろうか。行政命令第263号の施行規則（96-29号）には、「森林と国有林地を保全し、農地および荒廃地を開発し、住民組織を強化していくこと」が期待されるとある。具体的に求められる役割の一つは、森林資源経営主体、すなわち企業としてのコミュニティである（Guiang [2008]）。これは、コミュニティは管理地内にある天然林、老齢二次林、あるいは伐期に達した植林木から持続的に木材を生産し、収益を政府と分収し、そして森林管理およびコミュニティ開発のための投資をするということである。したがって、期待されているのはかつて天然林から木材生産を行っていた木材会社と同じ役割である。さらに別の役割は、環境天然資源省の下請けとしてのコミュニティである（葉山 [2010]）。コミュニティとして25年間の国有林地管理契約証明書（土地利用権保証書）を授与され、さらに管理地内の木材生産を許可されるためには、住民組織は環境天然資源省の指示にしたがっていくつもの書類を用意しなければならない。最終的に環境天然資源省長官の承認がなければコミュニティとして国有林地管理事業に参加をすることができない。申請書類などが長官のもとに届けられるまで、環境天然資源省地域事務所—州事務所—地方事務所—本省・森林管理局の各段階で審査され、不備があれば差し戻される。このようにコミュニティによる森林管理事業は、極めて中央集権的な管理体制のなかに位置づけられている。

先に少し触れたが、どのような過程を経てある地域がコミュニティによる森林管理事業地となるかの流れを整理する。環境天然資源省の組織は、中央に本庁、全国16の地方（region）に各地方事務所（マニラ首都圏は含まず）、その下に州（province）事務所（2012年1月時点の州数は80）、さらに州には複数の地域（community）事務所、となっている。一方で、地方行政組織は、中央政府—州（province）—町（municipality）—バランガイ（barangay, 最小行政単位）という構成になっている<sup>1</sup>。一つの環境天然資源省地域事務所

---

<sup>1</sup> フィリピンの地方政府の種類は、佐久間 [2010] の整理によれば、中央政府のもとに高度都市化市（新設のための基準人口20万人）、独立構成市、州（同25万人）がある。高度都市化市、独立構成市の下位行政組織としてバランガイがある。州のもとには、町（同

は複数の町を管轄している。先述したように国有林地の監督責任は環境天然資源省にあるが、行政的には全国土はいずれかのバラングイに属している。環境天然資源省地域事務所（以下、地域事務所）は、領域内に国有林地を有する町長に対してコミュニティによる森林管理事業の説明を行う。町長は当該バラングイの首長を招集し、地域事務所による説明会が開かれる。バラングイにおいては、バラングイ評議会委員を通して全住民に招集がかけられ、集会所にて地域事務所による説明会が開かれる。

このように地域事務所からの情報はバラングイが単位となって住民に伝えられるが、森林管理のための住民組織は必ずしもバラングイ単位というわけではない。たとえば、ある天然林が3つのバラングイにまたがって存在する場合、それら3バラングイで一つの住民組織をつくることもある。あるいは、援助による植林事業に参加した隣接する複数のバラングイが一つの住民組織となることもある。1980年代に展開した社会林業事業地であれば、通常バラングイ単位でコミュニティによる森林管理事業参加世帯としてまとめられ、住民組織となる。1990年代より森林セクターに対して数多くの海外援助機関からの資金および技術援助が集中した。かなりの資金がコミュニティによる森林管理事業に投入され、住民が組織化された。現在、フィリピン全土に正式に登録した住民組織が1,790あるが、環境天然資源省・森林管理局担当者によれば、かなりの住民組織は海外援助機関からの資金援助によって形成されたものである（表1）。

環境天然資源省から正式の住民組織として認定されるためには、協同組合（登録先は協同組合開発庁）、会社組織（同、証券取引委員会）、あるいは職業組合（同、労働雇用省、たとえば、ある地域のトライシクル運転手組合が一例）のいずれかとしての登録が要求される。住民組織に国家機関への登録を義務づける理由について、環境天然資源省・森林管理局の担当者は、広大な国有林地の長期利用権を付与する組織の信用を担保するためであると説明した。コミュニティによる森林管理事業に参加する住民組織のほとんどは協同組合として登録している。協同組合としての登録には、内規作成、出資金拠出などいくつもの要件を満たさなければならない。住民が資金のみならず技術援助なしに組織化するのとは不可能である。したがって、援助機関やNGOなどの外部からの資金・技術支援がなければコミュニティによる森林管理事業へはアクセスできない。

協同組合としての登録後、住民組織は環境天然資源省のガイドラインに沿って、コミュニティによる森林管理事業への参加申請書を用意しなければならない。申請書、領域の境界を示す地図（環境天然資源省地域事務所が用意）、組合員リスト、バラングイ長あるいは町長の推薦状一式が、環境天然資源省の各段階で審査され、本庁に届く。環境天然資源省長官によって承認されると、晴れて協同組合に対して25年間の国有林地管理契約証明書が

---

25,000人）あるいは構成市（同15万人）があり、それぞれの下位行政組織としてバラングイがある。本稿が対象とする国有林地にあるバラングイは、ほぼ全てが州-町-バラングイという地方政府に位置づけられるものである。

付与されることになる。表1に示した住民組織数は、このようにして正式に認められた住民組織であり、数多くの住民組織が審査段階、あるいは承認待ちであるという。表1に示した参加世帯とは、組合世帯を意味する。住民組織の管理地内（たとえば、ひとつのバランガイ）の住民がすべて住民組織に参加しているわけではない。出資金を払うことができなければ、組合に参加はできない。多くの場合、住民組織の管理地内に数多くの非住民組織加入者（非組合員）が存在する。管理面積を単純に参加世帯で割った数値をみると、全国平均で世帯当たり5ヘクタールである。この数値に関して森林管理局の担当者は、一人当たり利用権付与面積の上限を7ヘクタールとした社会林業事業よりも小さく、住民組織が管理する面積としては妥当であると説明した。

表1 コミュニティによる森林管理協定締結数（2011年12月時点）

地方	管理面積 (ha)	住民組織 数	参加世帯数	面積/住民 組織 (ha)	面積/参加 世帯数 (ha)
全国	1,633,892	1,790	322,248	913	5.1
CAR	56,625	87	13,762	651	4.1
Region 1	40,272	127	15,514	317	2.6
Region 2	259,879	103	92,391	2323	2.8
Region 3	79,517	131	12,502	607	6.4
Region 4-A	18,401	47	3,098	391	5.9
Region 4-B	92,615	78	10,229	1187	9.1
Region 5	47,925	83	12,328	577	3.9
Region 6	40,715	105	17,142	388	2.4
Region 7	57,609	208	16,056	277	3.6
Region 8	116,739	132	14,405	884	8.1
Region 9	79,206	131	12,886	604	6.1
Region 10	213,770	298	34,021	717	6.3
Region 11	207,264	94	26,114	2205	7.9
Region 12	95,739	53	10,607	1806	9.0
Region 13	217,613	113	31,193	1926	7.0

（出所）環境天然資源省・森林管理局内部資料をもとに筆者作成。

環境天然資源省から正式に承認された住民組織（協同組合）は、管理地内の森林資源を利用するために「コミュニティ資源管理フレームワーク」と呼ばれる長期資源利用計画書を作成することが求められる。森林資源利用とは、市場目的の木材伐採、タケ、ラタンな

どの林産物採取である。計画書に含まれる項目は、住民の生計活動内容、土地・資源利用の現状と将来計画、市場情報、計画達成度の評価基準、管理地内の森林資源蓄積量とそれに基づいた年間伐採量などである。長期資源利用計画書の作成は環境天然資源省地域事務所と町政府の助言に従って、住民組織が作成することになっているが、実質は地域事務所あるいは専門のNGOに委ねなければならない。さらに長期資源利用計画書とは別に5年毎に事業計画書の作成も義務づけられている。こちらは、収穫スケジュール、収穫方法など具体的な活動を記した森林資源利用と植林などの保全活動に関する計画書である。5カ年事業計画書作成も地域事務所と町政府の助言に従って、住民組織が作成することになっているが、地域事務所あるいはNGOの手によって作成されるのが現実である。長期資源利用計画書と5カ年事業計画書の作成には当然費用がかかる。その費用を援助機関が支援する場合もあるが、多くの場合は、木材伐採など森林資源利用からの収益で後払いする。5カ年事業計画書は、毎年、地域事務所によって事業内容が精査され、計画以上の伐採量であれば次年度の森林資源利用が不許可になると決められている。

## 第2節 国有林地内のバランガイー成立過程と住民構成

以上、コミュニティによる森林管理事業の全般について述べてきたが、「はじめに」でも触れたように、ほとんどの住民組織は機能不全に陥っている。次節では、具体的に地域社会の組織力から住民組織の機能不全化をみるが、本節では、まず調査対象のバランガイの成り立ちと住民構成について説明する。商業伐採跡地に土地を求めて移住した人々によって形成されたバランガイは、フィリピンの国有林地に数多く存在し、また、本稿が問題にするコミュニティによる森林管理事業の対象地になっている場である。

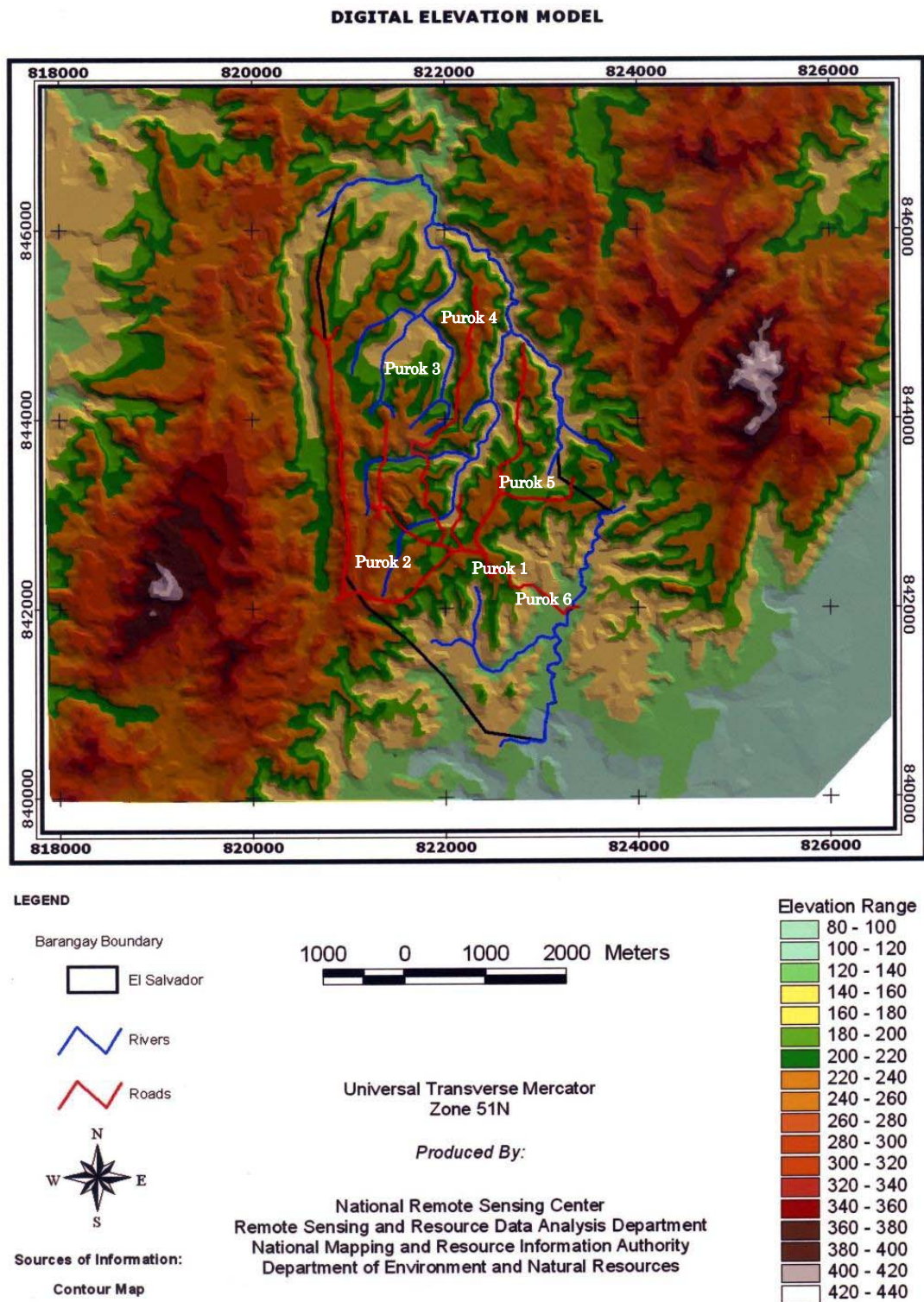
先に少し触れたが、フィリピンの最小行政単位バランガイの上位行政組織であるミュニシパリティー（町）あるいはシティ（市）は複数のバランガイによって構成される。バランガイ領域は、複数の地区に分割されている。都市部のバランガイ領域は面積が小さく、地区割りは街路でなされているが、農村部のバランガイ領域は面積が大きいためブロック（purok）と呼ばれる地区に分割されている。地区にはブロック1、ブロック2という番号がついている。シティオ（sitio）はスペイン植民地時代の行政用語で集落を意味する。1つのバランガイに1つ以上のシティオがあるのが一般的であった（Romani [1956]）。シティオの名称がつけられた集落は現在でもシティオ名で呼ばれているが、新たに形成された集落はブロック名で呼ばれる。たとえば、1つのバランガイが7つのブロックに地区割りされ、シティオが3つ存在するというケースがある。このようなケースでは、たとえば、シティオAはブロック1、シティオBはブロック4、シティオCはブロック7に含まれ、他のブロックにある集落にはシティオ名はない。したがって、シティオがついている集落は比較的古くに形成された集落であると言える。

調査地である北ダバオ州ニュー・コレリア町バランガイ・エル・サルバドル（以下、エル・サルバドル村）は、商業伐採跡地に土地を求めて移住してきた人々によって形成された集落がバランガイとなったところである。通直な大径木であるフタバガキ科樹種の天然林に恵まれたミンダナオ島の国有林地は、戦後の早い時期に商業伐採対象として企業に長期伐採権(25年間)が与えられた。林道の敷設、大径木の伐採、企業のゆるい林地管理は、土地を求める人々にとっては移住を促進させる要因であった。商業伐採跡地がバランガイとなった山村はフィリピンの国有林地各地にみられ、エル・サルバドル村はその典型例である。平坦地に広がる低地農村地帯のバランガイは、家屋が道路に沿って列状に存在する路村形状が多い。隣接するバランガイとの区切りは、標識がなければ認識困難である。一方で、山地のバランガイは家屋が塊状に存在する集落が複数分布する形状が多い。集落は互いに離れて立地していることが多い。



図1 フィリピン、ミンダナオ島エル・サルバドル村の位置

図2 エル・サルバドル村の地形と6つのブロックの位置



(注) 地形図は5万分の1の地図をもとに国家地図資源情報庁に作成を依頼したもの。ブロックの中心集落の位置はGPSによって同定した。

まず、国有林地である伐採跡地にどのようにしてエル・サルバドルというバラングイが成立したかをみていこう。エル・サルバドル村および隣接するバラングイを含む山地一帯は、1950年代半ばより伐採活動を始めたアルカンタラ&サンズ社の伐採コンセッション地であった。行政上は、当時のダバオ州アサンション町マンビン村（バリオ<sup>2</sup>・マンビン）の一部であった。商業伐採開始以前の一帯の天然林では、マンサカあるいはマンダヤと呼ばれる先住民が小規模の焼き畑耕作と採取生活を営んでいたという。林道が敷設され、伐採活動が奥地化するにしたがい、先住民はさらに奥地の天然林地帯へと移動していった。国道から林道を上がっていくと比較的広い平坦地に出る。アルカンタラ&サンズ社はここに操業を管理する現地事務所、社員と伐採労働者の住宅、さらに彼らのための教会を建設した。その地はキャンプA1（エーワン）と呼ばれた。林道に沿って伐採跡地にヴィサヤ地方からの人々が最初に移住してきたのは1961年であったという。初期の開拓民はキャンプA1からさらに林道を上がったところにある傾斜の緩やかなコディアンと先住民が呼んだ場所（語源は不明）に集落を形成した。1962年にコディアン集落（シティオ・コディアン）の移住開拓民は協力して木造の教会と小学校を建設し、さらに自らの代表を選び、アサンション町役場に教師派遣を要請した。同町役場は住民の要請を受け、2名の教師を派遣したという（Barangay El Salvador [2000]）。林道が延び、商業伐採地が奥地化するとともに移住開拓民の人口は増加し、彼らは奥地に集落を形成した。現在のエル・サルバドル村を構成する6つの集落のうち、5集落は移住開拓民の増加にともなって自然に形成された集落である。それらは、コディアン集落から近い順に、グァバ（現地の言葉でバヤバス）の木が生い茂っていた場所に形成されたバヤバス集落（シティオ・バヤバス）、先住民がカンバシ（語源不明）と呼んでいた場所に形成されたカンバシ集落（シティオ・カンバシ）、花盛り（現地の言葉でブクラッド）の場所に形成されたブクラッド集落（シティオ・ブクラッド）、小川がたくさん流れている場所につくられたニュートゥビゴン集落（シティオ・ニュートゥビゴン、語源は水を意味するトゥービッグ）である。アルカンタラ&サンズ社のキャンプA1はエーワン集落（シティオ・エーワン）と呼ばれた。1965年にこれら6つの集落を含む一帯は、バラングイとなりエル・サルバドルと名が与えられた。その後、1968年に、バラングイ領域がブロックとして地区割りが行われ、6つの集落を基盤に6つに地区割りされた。現在、ブロック1と呼ばれるエル・サルバドル村の中心集落はかつてのコ

---

<sup>2</sup> バリオ *barrio* は、スペイン植民地時代、アメリカ植民地時代の最小行政単位である。バリオとはスペイン語で地区あるいは管区を意味する。1965年に大統領に就任したマルコスは、バリオ再編成にあたって、先スペイン期の社会集団バラングイを最小行政単位に採用した。調査地は、1965年にバラングイ・エル・サルバドルとして承認される以前は、バリオの一部であった。

ディアン集落，ブロック 2 はバヤバス集落，ブロック 3 はブクラッド集落，ブロック 4 はニュートゥビゴン集落，ブロック 5 はカンバシ集落，ブロック 6 はエーワン集落である。現在，住民は村内の地名をブロック番号で呼ぶが，年配者には集落名で呼ぶ人も多い。ブロック 6 だけは現在でもエーワンという地名で呼ばれる。アルカンタラ&サンズ社の伐採事業は，1983 年に共産党ゲリラ新人民軍の襲撃を受け，同年停止した。伐採労働者の多くは，他の伐採コンセッション地に移ったが，農民としてエル・サルバドル村に定住した人たちもいる。彼らの多くは，引き続きエーワン（ブロック 6）に居住した。

2007 年 3 月時点のエル・サルバドル村の世帯数は 240 世帯，うち聞き取り世帯数は 233 世帯である。233 世帯の人口は 1052（男 582，女 470）である。先住民世帯（夫婦ともに先住民あるいは先住民と移住民の組み合わせ）は全世帯数の約 10%であり，ほとんどが移住民世帯である。エル・サルバドル村で誕生した移住民第二世代の世帯は全世帯の約 20%であり，大多数の世帯は移住民第一世代である。表 2 は，集落別の世帯数，人口および中心集落であるブロック 1 からの徒歩での所要時間を示したものである。集落間の移動は，乗り合いバイクを利用することもあるが，徒歩で移動する人が多い。集落規模は最大がブロック 1 の 62 世帯，最小がブロック 2 の 16 世帯である。

伐採跡地に自然に形成された集落の特徴は，血縁関係が基盤になっていることである。これは，最初の移住民が出身地の親兄弟や親類の移住を呼び込むからである。移住民の出身地はボホール島（ボホール州）が最も多く（移住民世帯主の約 30%），ついでミンダナオ島南ダバオ州（同約 14%）である。子どもが結婚によって独立すると親世帯の近くに住むことが多い。

血縁者，配偶者，配偶者の血縁者，さらにその血縁者の配偶者など血縁および婚姻関係によって結ばれた集団を親族とすると，エル・サルバドル村には 40 の親族集団が存在する。しかし，233 世帯のうち 168 世帯（72.1%）が最大の親族集団に属しており，次に大きな親族規模は 11 世帯である。エル・サルバドル村に親族の世帯を持たない 27 世帯は，数年前に土地を購入して移住してきた若い世帯とかつてエル・サルバドル村に在住していた親族が全て離村した世帯である。表 2 に，ブロックごとに最も大きな親族に属する世帯数とその割合を示した。ブロック 1 では 62 世帯中 54 世帯（87.1%）が，ブロック 3 では 28 世帯中 24 世帯（85.7%）が最大の親族に属し，これらのブロックのほぼ全員が親族関係にある。しかし，社会的つきあい（とくに葬式や結婚式）をみれば，この親族が集団として認識されているわけではないことは明らかである。個人にとっての親族集団とは，自己を基点とした一定範囲の親族関係者と姻戚関係者を含むキンドレッドである。

表2 エル・サルバドル村集落別世帯数, 人口, 第一集落からの徒歩所要時間

(2007年3月時点)

	世帯数 (233世帯)	親族集 団数	最大親族集中率 (最大親族世帯 数/全世帯数)	男性	女性	人口	ブロック1か らの徒歩所要 時間(分)
ブロック1	62	8	54/62(87.1%)	151	153	304	
ブロック2	16	6	7/16(43.8%)	38	26	64	1時間
ブロック3	28	5	24/28(85.7%)	82	57	139	1.5時間
ブロック4	24	6	19/24(79.2%)	49	32	81	2時間
ブロック5	44	10	19/44(43.2%)	121	100	221	0.5時間
ブロック6	59	12	46/59(78.0%)	141	102	243	0.5時間
エル・サルバ ドル村全体	233	40	168/233(72.1%)	582	470	1052	

(出所) 2007年3月の筆者調査。

エル・サルバドル村の共有資源は何であろうか。公共施設としては、ブロック1には、バランガイ・ホール(バランガイ評議委員会, 全村民集会, その他の集会会場として使われるが常駐する職員はいない), 村で唯一の小学校, 簡易診療所, バスケットボールコートがある。宗教施設としては、カソリック教会と2つの新興プロテスタント教会, 商業施設としては、個人経営の雑貨店が複数存在する。ブロック6にもカソリック教会がある。これら諸施設のなかで住民の手によって建設されたものは、ブロック1にあるカソリック教会と2つの新興プロテスタント教会である。カソリック教会は、かつては木造の小さな建物であったが、アメリカ人と結婚して転出した女性の寄進によって一部コンクリート造りに建て替えられた。先述したようにブロック6にあるカソリック教会は1950年代にアルカントラ&サンズ社が建てたものである。また、最初の小学校は1960年代始めに移住民の手によって建設されたが、現在のコンクリート造りの小学校は行政によって建て替えられたものである。ブロック1とブロック6にあるカソリック教会は、エル・サルバドル村に一番近い町であるナブントラン(コンポステラ・ヴァレー州の州庁所在地)にある教区教会の下部組織である。二つの教会ともに常駐する司祭あるいは牧師はおらず、日曜礼拝にはそれぞれ牧師がナブントラン教区教会からやってくる。司祭が来るのは大きな儀礼があるときのみである。ブロック1の教会に礼拝に来るのは、ブロック1からブロック5までの住民、ブロック6の教会へはブロック6の住民である。それぞれ別の守護聖人を奉納しており、守護聖人を祝福して行う年1回の祝祭(フィエスタ)も別々の日に行う。カソリッ

ク教会に所属する信徒はGKK(セブアノ語 Gamay' ng Kristiyanong Katilingban, 基礎的キリスト教徒コミュニティ)と呼ばれる組織に属する。エル・サルバドル村 233 世帯のうち、GKK メンバー世帯数は 104 (全世帯の 45%) であるが、全員が毎日曜に礼拝に来るというわけではない。3 つの新興プロテスタント信者 (1 つの教会はナブントランにある) の世帯数は、42(18%) である。エル・サルバドル村に唯一ある小学校へ通うのは、ブロック 1, 5, 6 の子ども達で、ブロック 2, 3, 4 の子ども達はそれぞれ隣接するバラングイの小学校に通っている。エル・サルバドル村の土地はすべて国有林地であるが、実質的にすべての土地に所有者が存在し、いわゆる無主の土地は存在しない。ブロック 1 にあるバラングイが保有する 4 ヘクタールほどの共有地 (上記のバラングイの諸施設が建設されている) 以外には共有地 (したがって、共有林も) は存在しない。したがって、エル・サルバドル村には住民全員が日常的に自分たちの共有資源として認識する施設あるいは資源は存在しない。

### 第3節 エル・サルバドル村における資源動員組織の単位

#### 1. 地方行政システムによる資源動員

バラングイ長と 7 名のバラングイ評議委員は選挙で選ばれる。各ブロックにはバラングイ長によって任命されたブロック・リーダーがいる。ブロック・リーダーの役割は、バラングイ長からの連絡事項やバラングイ評議会での決定事項をブロックの住民に伝えることである。ブロック・リーダーにはバラングイ長、バラングイ評議員、バラングイ会計係、書記係同様、バラングイ運営費より報酬金が支払われる。ブロック・リーダーは任意にブロック役員を任命することができる。エル・サルバドル村のすべてのブロックには、ブロック・リーダーが任命したサブリーダー (リーダーの補佐役)、会計係 (ブロックに入る割当金とブロック開発のための資金管理)、書記 (ブロック住民集会の議事録作成)、ビジネス・マネージャー (バラングイからの割当金で、祝祭、クリスマスなど特別の祝祭日にブロック住民に振る舞われる食糧の購入) がいる。サブリーダー以下 4 名のブロック役員は無報酬である。ブロックごとに集会所があり、月 1 回ブロック住民集会が開かれる。

フィリピンの全てのバラングイには 3 つの財源がある。一つは中央政府から分配される内国歳入割当、もう一つはバラングイが所属する町あるいは市が徴収する固定資産税、所得税からの割当、そしてバラングイが直接徴収できる税収や手数料である。バラングイが直接徴収できる項目には、小売店、家畜売買、土地売買への課税、ライセンス発行などの許認可料、バラングイ発行の身元照会状 (バラングイ・クリアランス) 手数料が含まれる。これら 3 つの財源とは別に州政府、町政府からの補助金がある場合もある。歳出に関して、1991 年地方政府法は、人件費は予算の 45%~55%におさえ、20%は開発費に、10%は青年育成

活動費に、5%は災害対策費に配分するとしている。たとえば、2002年のエル・サルバドル村の歳入と歳出をみると、歳入の内訳は、内国歳入割当 395,034 ペソ、北ダバオ州ニュー・コレリア町政府からの固定資産税、所得税の割当 1,500 ペソ、バランガイ徴収税・手数料 2,000 ペソ、州政府・町政府からの補助金 1,000 ペソで計 399,534 ペソである。このようにバランガイの活動を支える資金のほとんどが、中央政府から配分される内国歳入割当であり、自己財源による収入はわずかでしかない。守護聖人の祝祭（フィエスタ）の実施にあたっては、州選出の国会議員に寄付をたのむ。2002年の支出の内訳は、バランガイ長、バランガイ評議員ら公選職と会計係、書記係、青年議長、ブロック・リーダーの任命職の報酬金 200,854.10 ペソ(50.3%)、治安維持費・運営費 59,934 ペソ(15%)、開発費 79,026.80 ペソ(19.8%)、青年育成活動 39,963.40 ペソ(10.0%)、災害対策 19,759.70 ペソ(4.9%)になっている。開発費の使途は、インフラ整備（バランガイ道の整備、バランガイ・ホール建設、水槽建設、診療所修理、排水溝建設）、教育関係、生活向上事業（子ヤギ飼育委託）であり、ほとんどがインフラ整備のために支出される。したがって、ブロックが自由に使える予算はない。かつて2度ほど（1992年に1000ペソ、1994年に2000ペソ）、バランガイ予算から各ブロックに対してブロック開発のための資金が割り当てられたことがあった。使途は各ブロックにまかされ、全てのブロックで集会所の修理とブロック住民への融資に使われた。しかし、融資事業はすべてのブロックで返済不履行が起り、失敗に終わった。1994年以降、バランガイからの各ブロックに対する資金割当はない。また、独自に資金を調達するための事業はいずれのブロックにも存在しない。ブロック5の集会所の修理が2000年に行われたが、その経費はブロック5出身のバランガイ評議員が自分の報酬金から出した。

## 2. 自生、外生資金調達組織

### (1) 自生資金調達組織（ソーシオ、sosyo）

エル・サルバドル村にはソーシオ(sosyo)という自生資金調達組織が存在する。ソーシオとは事業への参加あるいは投資を意味する言葉である。1995年頃、他の地域でソーシオを知った住民の一人がエル・サルバドル村に紹介して定着した。調達資金の目的は守護聖人の祝祭（フィエスタ）、クリスマスなどの特別な祝祭日の食費の確保である。特別な祝祭日には特別な食事を用意するが、特にブタを一頭あるいは水牛一頭を解体し、訪問客とともに食べることが最高のご馳走とされる。ソーシオは1年後の祝祭日のために結成されるため、期間は1年間である。たとえば、クリスマスのためのソーシオは、ソーシオ・クリスマスと呼ばれ、1年前の12月から始まる。ソーシオは、購入したい食材名でよばれることもある。たとえば、米を購入することが目的のソーシオは、ソーシオ・ビガス（ビガスは米）である。ソーシオの特徴は、自らの少ない元手を効率よく増やすために融

資の形式をとっていることである。発起人が仲間を募り、たとえばソーシオ・クリスマスが結成される。全員が同じ金額を出資する。出資額は一人当たり 500 ペソが多い。ソーシオ・メンバーの出資額を元手にメンバーには月 10%の利子で、非メンバーには月 15%の利子で貸し出す。出資金を非メンバーに貸し出すときにはメンバーが連帯保証人になる。たとえば、1,000 ペソを非メンバーに貸した場合、1年後には2,800 ペソになっている。購入した豚、水牛、米などはメンバー間で平等に分けられ、彼らのクリスマスのご馳走になる。

表3 自生資金調達組織（ソーシオ）参加者の関係（2008年3月時点）

ソーシオ	参加者数	参加世帯数	参加者に占める血縁者数	参加者に占める夫婦数
A	3	3	0	0
B	7	5	0	2組
C	5	5	0	0
D	4	4	0	0
E	20	10	2名2組は血縁者	10組
F	4	3	0	1組
G	42	23	7名、10名、4名はそれぞれ血縁者	19組
H	9	7	2名、3名はそれぞれ血縁者	0
I	7	5	2名は血縁者	2組
J	23	12	6名、2名、2名はそれぞれ血縁者	11組
K	12	7	2名2組は血縁者	5組
L	4	2	2名は血縁者	0
平均	11.7	7.2		

（出所）2008年3月の筆者調査。

2008年3月時点でエル・サルバドル村には12のソーシオが存在し、延べ150名（うち3つのソーシオ参加者2名、2つのソーシオ参加者22名）、67世帯が参加していた。エル・サルバドル村世帯の3割弱が参加していたことになる。最も大きなソーシオはメンバー数42名、最も小さなソーシオはメンバー数3名で平均11.7名である。ただし、参加者数の多いソーシオは近縁の血縁者（ほとんど親子か兄弟）と夫婦で構成されている（表3）。

日常的接触を通して得られる個人に関する情報（とくに個人の信用度）に基づいて形成されるソーシオは、近縁の血縁者、夫婦を含まない場合は極めて規模が小さい。

12 のソーシオのメンバーの居住地をみると同一ブロック住民が多いことがわかる。23 世帯で構成されているソーシオの場合、20 世帯がブロック 4 の住民であった。次にメンバー数の大きいソーシオをみると、12 世帯のソーシオはメンバー全員がブロック 6 の住民であり、また 10 世帯のソーシオは 7 世帯がブロック 3 の住民であった。借入金の返済不履行が起こるとソーシオは失敗に終わる。返済不履行を起こしたメンバーは次回より仲間に入れてもらえなくなる。成功したソーシオは再び同じメンバーで、翌年の祝祭日のためにソーシオを結成することが多い。

## （2）外生資金調達組織（小規模金融組織）

2008 年 3 月時点で、エル・サルバドル村には 6 つの女性対象の小規模金融機関のサービスが存在し、延べ 119 人が利用していた。うち 7 名が 3 つの金融組織、23 名が 2 つの金融組織の加入者である。全世帯の 37% がいずれかの小規模金融機関のサービスを受けていた。6 つの小規模金融機関のうちの一つは住民に組織化を要求しないもので、エル・サルバドル村の加入者は 30 名である。5 つの小規模金融は加入者同士に連帯責任を求めるグラミン銀行型である。それら 5 つの小規模金融の加入者数は少ない順から、4 名、11 名、12 名、29 名、33 名である。4 名、11 名、12 名の加入者はそれぞれ 1 つの連帯責任集団を形成し、29 名と 33 名の加入者はそれぞれ 2 つのグループにわかれている。最も大きな連帯責任集団は 17 名である。小規模金融機関担当者は、バランガイ長から身元照会状（バランガイ・クリアランス）を発行してもらい、各ブロックで住民に対する説明会を開くことが許可される。参加に関心を持つ住民は仲間を誘い、連帯責任集団を形成することが求められる。小規模金融機関の担当者は志願者の自宅を訪ね、彼らの資産を確認し加入可否を決定する。加入にあたっては、融資返済は集団の連帯責任であるという宣誓が要求される。加入者は週 1 回あるいは月 2 回の金融機関での会合への出席と融資返済が義務づけられている。

各グラミン銀行型の加入者の居住地は、①11 名で連帯責任集団を形成している加入者のうち 5 名がブロック 1、3 名がブロック 6 の居住者、②12 名で集団を形成している加入者のうち 7 名がブロック 6、4 名がブロック 5 の居住者、③29 名で 2 つの集団を形成している加入者（それぞれの加入者がどちらのグループに属しているかは不明）のうち 13 名がブロック 5、11 名がブロック 1、そして④33 名で 2 つの集団を形成している加入者（こちらも同様に不明）のうち 21 名がブロック 1、4 名づつがブロック 5 と 6 である。連帯責任集団の構成員は同一ブロックの居住者の割合が高いことがわかる。集団に近縁の血縁者（母と娘、姉妹、叔母と姪）は含まれるが、その割合はいずれの集団においても大きくない。

### 3. 自生互助基金組織

一般的に冠婚葬祭，とくに重要な葬式と結婚式披露宴は費用がかかるが，エル・サルバドル村では住民が葬式および結婚式披露宴のための相互基金組織を形成している。

#### (1) 葬式のための互助基金組織（ダヨン，Dayong）

エル・サルバドル村には葬式のための互助基金組織ダヨンがある。ダヨンとはセブアノ語で「一人の肩で二人以上を支える」という意味である。ダヨンはボホール島からの移住してきた初期の移住民が 1960 年代に出身地の慣習として紹介して以来継続され，エル・サルバドル村に定着した。2008 年 3 月時点でエル・サルバドル村にはブロックを基盤とした 4 つのダヨンがある。最も多くの加入世帯を抱えるダヨンの 54 世帯はブロック 1，ブロック 2，ブロック 6 の住民である。ブロック 3 の 23 世帯，ブロック 4 の 25 世帯，そしてブロック 5 の 17 世帯が各々のダヨンを構成している。ダヨンへの加入，退会，再加入は自由である。ただし，加入時期は加入を希望するダヨンの加入世帯で葬式があった直後に開かれる集会時のみである。加入世帯の葬式後には集金を目的に毎回集会が招集され，この集会に連続 2 回無断欠席すると罰金の支払いあるいは除籍となる。死期の近い家族を抱えた非加入世帯のダヨン加入は容易ではない。どのダヨンに加入するかは個人の自由であるが，居住地を変える場合（たとえば，ブロック 3 からブロック 1 への引っ越し）は居住先のダヨンに加入する。したがって，加入世帯が固定されているというわけではない。会長，副会長，会計は加入世帯の選挙で決まる。エル・サルバドル村の半分の世帯がいずれかのダヨンに加入している。ダヨンは世帯として加入し，加入時に 100 ペソと 100 ペソ相当の物品（コメ，缶詰，薪，スナック類など）が徴収される。いずれのダヨンも加入費は総額 200 ペソであるが，物品の割合が高いダヨンもある。ダヨン加入世帯の家族が亡くなった場合，共同出資金全額と物品全てが遺族に渡される。ダヨンに加入している全世界帯にはさまざまな役割がある。村人全員への通知係，食料買い出し係，調理係，薪割り係，棺づくり係，墓の穴堀係である。葬式への欠席も罰金の対象である。先述したように葬式後に毎回集会が招集され，あらたな 100 ペソの現金と 100 ペソ相当の物品が徴収される。退会后あるいは未払いであった時に家族に死者がでてでもダヨンのサービスを受けることはできない。支払金の増額などルール変更は集会で合意を得る。

#### (2) 結婚披露宴のための互助基金組織（ガラ，Gala）

結婚披露宴費用のための互助基金組織がガラである。ガラとはセブアノ語で「陽気な祭り」を意味する。住民の一人が約 10 年前にガラという互助基金組織を紹介して以来，エル・サルバドル村に定着した。この住民は息子のいる世帯を訪ね，賛同者を集めた。結婚

披露宴費用は花婿側が負担するのが慣習であるため、加入世帯は息子のいる世帯のみである。葬式のための互助基金組織ダヨンは途中退会、再加入は自由であったが、ガラは結成時にメンバーが固定される。2008年3月時点で、エル・サルバドル村に2つのガラが存在していた。一つはガラを紹介した住民が会長をつとめるメンバー20世帯の集団で、加入世帯の居住地はブロック3以外に分散している。このガラをみて、後にブロック3に住む15世帯がガラを結成した。どちらのガラも息子一人当たり1,000ペソを出資する。20世帯のガラでは20,000ペソ、15世帯のガラでは16,000ペソ（1世帯は2人の息子分を加入）がプールされ、加入世帯の息子の結婚が決まった時に出資金全額が同世帯に渡される。結婚式後、各加入世帯から再び1,000ペソが徴収される。ガラは加入世帯全ての息子が結婚するまで存続し、全員の息子の結婚し終わった時点で解散となる。息子が独身のままであったり、死亡した場合は、それぞれ本人か家族が全額受け取るか、別の息子のために利用することができる。エル・サルバドル村を離れてもガラのメンバーであり続ける。ダヨン同様に加入世帯にはそれぞれ役割（食料買い出し、調理、薪割りなど）が与えられている。結婚式披露宴の手伝いと集会への欠席は罰金の対象となる。

#### 4. コミュニティによる森林管理事業のための住民組織

以上、エル・サルバドル村で機能している内生、外生の資源動員組織をみてきた。いずれもブロックを基盤とした小規模組織であり、全てのブロックをまたいで機能する組織は存在しなかった。ここでは、コミュニティによる森林管理事業のために外部機関によってつくられた住民組織を見てみよう。現在、森林資源管理主体としての住民組織の機能は完全に不全に陥っている。また、住民組織のもとで持続的に管理されるはずであったエル・サルバドル村の森林資源（植林木）はほぼ消失している<sup>3</sup>。

先述したように、コミュニティによる森林管理事業において25年間の国有林地管理契約証明書（土地利用権保証書）を付与され、合法的木材生産をするためには住民組織は協同組合として登録しなければならない。エル・サルバドル村は1988年からアジア開発銀行・海外経済協力基金による森林セクター事業（契約植林事業）の対象地になり、多くの世帯が自らの保有地に早生樹種（主にジェメリーナとよばれる外来樹種）の植林に励んだ。植林面積の合計はエル・サルバドル村全域（約1,500ヘクタール）の半分近くに及んだ。エル・サルバドル村はフィリピンの全国有林地を対象とした同事業において最も成功した植林地の一つである。植林木は約10年で伐期を迎えるとされ、住民は木材生産からの利益を期待した。

---

<sup>3</sup> 植林木はほぼ消失したが、人口圧減少のために植生が自然に回復しており、森林率は高まっている。

1998年に協同組合（エル・サルバドル農民植林者産業協同組合、通称EFLATPICO）設立時の加入世帯数はわずか35世帯数であった。これは、当時の全世帯数の17%である。協同組合法（共和国法第6398号）では、組合員になるための出資金は一人当たり最低1,200ペソであるとされている。これは、エル・サルバドル村の農業賃金労働者の3～4ヶ月分の収入に相当し、分割での支払いが許されているとはいえ、多くの住民にとっては簡単に支払える額ではない。組合員になれば、協同組合事業の便益を受け、配当金を得ることができるが、組合加入率の低さは、自分の保有地にある森林（人工林）での木材生産は協同組合に加入せずとも可能であるために加入の必要性がなかったからである。

先述したようにエル・サルバドル村の協同組合も長期資源利用計画書、5カ年事業計画書を作成した。それぞれバランガイ開発計画の一部としてバランガイ活動に組み込まれた。環境天然資源省地域事務所によって許可された木材生産は2003年に始まった。算出された年間許容伐採量に沿った木材生産が続いていたのであれば、今日、植林木のほぼ全部が消失しているということにはならなかったであろう。

協同組合設立以降、組合員数は増えたが、2008年3月時点で58世帯（全世帯数の約25%）でしかない。しかし、組合員は村の外にもいる。エル・サルバドル村の58世帯以外に29世帯の村外居住者も組合員である。彼らは、土地の保有権を残したまま離村したかつての住民（16世帯）と、投機目的に植林地を含めた土地を購入して保有者になった住民（13世帯、エル・サルバドル村居住経験なし）である。国有林地内耕作者以外のコミュニティによる森林管理事業への参加は、政策の目的から逸脱するものであるが、実際にはこのような例は数多く存在する。エル・サルバドル村の協同組合評議委員会は、出資金の増加を理由に村外居住者加入を認めた。

2003年に始まった木材生産であるが、年間許容伐採量を越えた伐採が行われ、短期間に植林木が消失した直接の理由は、住民組織（＝協同組合）のみに許可されているはずの木材生産と流通が複数の仲買人の参入によって、資源管理体制が崩壊したことにある。しかし、住民組織の機能不全化は、組織化の必然のないところに組織形成がなされたことにあることは明白である。組織化しなければ、住民が森林資源利用（木材生産）の利益を得ることができないというわけではない。ほとんどの住民は自身で木材生産（伐採、搬出など）費用を負担することができないため、それを負担してくれる仲買人に依存するのは明らかであった。住民組織に所属しなければ保有する植林木の伐採が不可能で、さらに住民組織が木材生産のための費用を負担する体制でなければ、住民に組織化の必然はない。しかし、たとえ組織化の必然があったところで、森林管理のための住民組織が機能するかどうかは大きな疑問が残る。

エル・サルバドル村で存続している内生、外生機能集団には、すべて共通の特徴がある。第一に、ブロックを基盤にした小規模組織であることである。すなわち、機能する集団の特徴は二者間関係で信用が担保され、さらに裏切りに対する制裁があるということである。

第二に、機能する集団は短期資源プール型であることである。これは、期間を短期で区切って資源をプールし、時期が来たらプールした資源を全てメンバー間で分配し、その時点でプールされた資源は全て解消するという形態である。最後にこれらを具体的にみる。

#### 第4節 おわりに―地域社会の組織力と森林管理のための住民組織との齟齬―

本稿は、地域社会において組織が機能するしくみは何かという問いを商業伐採跡地に形成された山村を事例に考察し、あわせてコミュニティによる森林管理事業のために外部機関によって形成された開発組織（住民組織）の機能不全化を考察することを目的とした。エル・サルバドル村で持続的に運営されている機能集団は、自生、外生のいずれにおいても二者間関係で成り立つものであることがわかった。さらに、それらの機能集団は、日常的に接触する領域に居住する住民―血縁関係を基盤とする地縁関係で結ばれている人々の集団―である。エル・サルバドル村のように国有林地内商業伐採跡地に移住してきた人々は、自然集落（シティオ）を形成し、それが後に行政上の地区割りの単位（ブロック）になることが多い。シティオとブロックは重なりあっている。しかし、この重なりがブロックを単位とした資源動員を意味するわけではないことは、エル・サルバドル村の事例は示している。過去、2回、バランガイによって各ブロックに投入されたブロック開発のための資金を利用した融資事業は、全てのブロックで返済不履行が起り、失敗に終わった。

エル・サルバドル村において、機能集団の存続を可能ならしめるもの、すなわち、地域社会において組織が機能するしくみとは、二者間関係に基づいた個人の信用の担保とその信用が裏切られたときの制裁にあると言える。自生資金調達組織（ソーシオ）と結婚披露宴費用のための互助基金組織（ガラ）は、呼びかけ人が信用する人物のみが加入を許可される「会員制組織」という性格が強い。この会員制組織は、呼びかけ人を中心に、彼／彼女と個人との二者間関係で成り立っている。呼びかけ人の信用を裏切る行為、すなわち返済不履行を起こせば、呼びかけ人は二度と彼／彼女の会員制組織への参加を認めない。これは、あるソーシオの呼びかけ人（エル・サルバドル村で比較的規模の大きな雑貨屋経営者）の「誰が善き支払い人かを見極め、悪ければ二度と誘わない」という言葉に如実に出ている。会員制組織の呼びかけ人は、地域社会において、経済的上層に属する人々であり、その数は限られている。したがって、ある呼びかけ人の信用を失って彼／彼女から疎遠にされても、別の呼びかけ人からの誘いを期待するという可能性は低い。したがって、返済不履行という呼びかけ人の信用を裏切る行為は、ソーシオからの仲間はずれという制裁を伴う。山村では集落間は離れており、また日常的接触がそれほど頻繁ではない他の集落の住民の信用調査は十分とは言えない。このような環境において、呼びかけ人を中心とした二者間関係の広がり、小さくならざるを得ない。したがって、本稿が扱ったのはフィリピンの国有林地に形成された移住民の一山村の事例ではあるが、地域社会で組織が機能す

るしくみは、二者間関係に基づいて個人の信用を担保し、裏切りに対する制裁が存在することにあるといえる。しかし、はたしてこれだけで組織は機能するのか。

エル・サルバドル村において、外部機関がつくる開発組織のほとんどは失敗に終わっている。それらは、二者間関係に基づいた信用の担保および裏切りに対する制裁のしくみを持たないだけでなく、監視のしくみを持たない。エル・サルバドル村では、複数の外部機関によっていくつもの生計向上を目的とした開発組織が形成されてきた。典型的な生計向上事業の一つは、家畜（子ブタ、子やぎ）を組織加入者に分配し、飼育を委託、生まれた家畜の一部はさらに他の組織加入者に飼育を委託、これを繰り返し最終的には組織加入者全員が家畜を持つことができるというものである。複数の外部機関がこの事業を導入したが、家畜を売ってしまった、食べてしまったという理由ですべて失敗に終わっている。別の典型的な生計向上事業は、小規模融資であるが、すべての事業で返済不履行が起り、こちらも失敗に終わっている。これらの開発組織はバラガイ単位で住民の組織化が行われ、一定の要件を満たせば（たとえば、研修の参加や出資金支払いなど）、誰でも加入が許される。個人の信用度を担保する方法はなく、また、裏切り行為に対しての制裁もない。さらに、これらの生計向上事業を導入した外部機関による監視のしくみもなかった。金融機関の資金を利用する女性対象の小規模金融サービスの受益者は、上で述べたように呼びかけ人によって組織化された会員制組織の性格を有する連帯責任集団を形成するが、金融機関の監視が不在であったら、組織の持続は困難であったろう。小規模金融の受益者は、週1回あるいは月2回、支払いのために金融機関に出向かなければならない。外部機関の資金が投入される開発組織は、その外部組織の監視のもとになれば機能しない。

さらに、エル・サルバドル村で持続する組織は、短期資源プール型という特徴がある。自生資金調達組織、ソーシオであれば、1年後のクリスマスまで、あるいは祝祭日までといったように資源プール期間は1年間のみである。葬式のための互助基金組織、ダヨンであれば資源プール期間は次の葬式まで、結婚披露宴費用のための互助基金組織、ガラであれば、同様に、次の結婚式までである。いずれも資源は短期に期限を区切ってプールされ、その期限が来るとメンバー間で全ての資源が分配される。その時点でプールされていた資源はゼロになり、再び次の期限までの資源プールが始まる。資源を長期にプールするとすると、プールされた資源が分配されずに残るため資源を長期間協同で管理するコスト、すなわち、組織参加者の逸脱（裏切り行為）の可能性が高まる。したがって、エル・サルバドル村でみた短期資源プール型の組織形成は、人々の行為を短期間でしか制御できないという地域社会の特徴を表すものと言える。

本論は、フィリピンの森林政策の重要な柱と位置づけられているコミュニティによる森林管理事業において、住民組織が機能不全に陥っているのは、地域の組織力と外部機関によって形成された住民組織との齟齬にあるとの仮説を立てた。二者間関係に基づいた個人の信用担保の不在、裏切り行為（年間許容伐採量以上の伐採、仲買人との取引など）に対

する制裁の不在、そして、外部機関（環境天然資源省）の実質的監視の不在は、地域社会で持続している機能集団とは対極にあることがわかる。さらに短期資源プール型の組織経験しか持たない地域社会に長期間の森林資源管理が期待される住民組織を形成しても機能しないのは至極当然であると言える。

コミュニティによる森林管理事業は、最小行政単位であるバランガイを基本単位として住民を長期間動員する仕組みである。これは、バランガイ単位で長期間に渡って住民を動員できるという政策策定側の前提に基づいている。しかし、本稿の事例で明らかになったことは、地域社会において組織が機能する仕組みは、小規模の住民動員かつ短期間の資源プールであった。このような組織維持の仕組みを持つ地域社会において、現在国家が押し進める仕組みでの森林管理のための住民組織が機能不全に陥るのは当然であろう。

## 参考文献

### 【日本語文献】

佐久間美穂 [2010] 「フィリピンの地方政府」永井史男・船津鶴代編『東南アジアにおける自治体ガバナンスの比較研究』調査研究報告書 アジア経済研究所 49-68 ページ。

重富真一 [2003] 「地域の組織力と地方行政体-東南アジア農村における小規模金融組織の形成過程を比較して-」『アジア経済』第44巻5・6号 214-235 ページ。

葉山アツコ [2010] 「フィリピンにおけるコミュニティ森林管理-自治による公共空間の創造につながるのか」市川昌広・生方史数・内藤大輔編『熱帯アジアの人々と森林管理制度-現場からのガバナンス論』人文書院 87-108 ページ。

### 【外国語文献】

Barangay El Salvador [2000] *Barangay Development Plan of Barangay El Salvador 2001-2005 New Corella, Philippines: Davao del Norte.*

Contreras, Antonio P. [2003] *The Kingdom and the Republic: Forest Governance in Thailand and the Philippines*, Quezon City: Ateneo de Manila University Press.

Contreras, Antonio P. ed. [2003] *Creating Space for Local Forest Management in the Philippines*, Manila: La Salle Institute of Governance.

Crisologo-Mendoza, Lorelei and Prill-Brett, June [2009] “Communal Land Management in the Cordillera Region of the Philippines,” Perera J. ed., *Land and Cultural Survival: The Communal Land Rights of Indigenous Peoples in Asia*, Asian Development Bank, pp. 35-61.

Cruz.M.C., Mayer, R. Repetto and R. Woodward [1992] *Population Growth, Poverty and*

- Environmental Stress: Frontier Migration in the Philippines and Costa Rica*, Washington, D.C.: World Resource Institute.
- Cruz.M. [2000] *Population Pressure, Poverty and Deforestation: Philippine Case Study*. Paper presented at the Asian Population Network Workshop on Population and Environment: Methods of Analysis. Penang, Malaysia: 10-11 Apr. Sponsored jointly by the Wellcome Trust and the MacArthur Foundation.
- Dahal, G.R. and Capistrano, D. [2006] “Forest Governance and Institutional Structure: An Ignored Dimension of Community Based Forest Management in the Philippines,” *International Forestry Review*, Vol.8, No.4, pp.377-394.
- Guald, Richard [2000] “Maintaining Centralized Control in Community-based Forestry: Policy Construction in the Philippines,” *Development and Change*, Vol.31, pp.229-254.
- Guiang, Ernesto S., Salve B. Borlagdan and Juan M. Pulhin [2001] *Community-Based Forest Management in the Philippines: A Preliminary Assessment*, Quezon City: Institute of Philippine Culture, Ateneo de Manila University.
- Guiang, Ernesto S. [2008] “Resource Use Rights and Other Challenges to the Sustainability of Community-Managed Forests and Forest Lands in the Philippines,” Gollin, K.L and Kho, J.L. eds. *After the Romance: Communities and Environmental Governance in the Philippines*, Quezon City: Ateneo de Manila University Press, pp.49-91.
- Montanosa Research and Development Centre [1999] “Local Forest Management on the Frontier: Indigenous Communities Restore Their Forest in the Cordillera Mountains,” Wolvekamp, P. ed. *Forests for the Future: Local Strategies for Forest Protection, Economic Welfare and Social Justice*, Zed Books Ltd, pp.80-90.
- Pulhin, J.M., M.Inoue and T. Enters [2007] “Three Decades of Community-Based Forest Management in the Philippines: Emerging Lessons for Sustainable and Equitable Forest Management,” *International Forestry Review*, Vol.9, No.4, pp.865-883.
- Pulhin, Juan M., Dizon, Josefina T., Cruz, Rex Victor O., Gevana, Dixon T. and Dahal, Ganga Ram [2008] *Tenure Reform on Philippine Forest Lands: Assessment of Socio-economic and Environmental Impact*, Laguna: College of Forestry and Natural Resources, University of the Philippines.
- Romani, John. H. [1956] “The Philippine Barrio,” *The Far Eastern Quarterly*, Vol.15, No.2, pp.229-237.
- Tesorero, Florentino O. [1999] *Community Resource Management as a Strategy for Sustainable Economic Development*, Quezon City: Development Alternative Inc.

Utting, Peter ed. [2000] *Forest Policy and Politics in the Philippines: The Dynamics of Participatory Conservation*, Quezon City: Ateneo de Manila University Press.